

### 3. 試験と成績評価

#### 1) 定期試験

- (1) 定期試験は、科目毎に学期末又は学年末に行う。
- (2) 定期試験は、講義を行った科目について行う。
- (3) 時間割については、試験開始の約1週間前までに掲示・配布によって発表する。  
試験時間は、1科目を60分とする。

#### 2) 総合試験

- (1) 年度末に総合試験を実施する。

#### 3) 追試験

- (1) 追試験は、定期試験及び総合試験を欠席した者に対して願い出により行うことがある。
- (2) 試験を欠席し、追試験を希望する場合は、「欠席届」に証明書を添えて速やかに教務課へ提出しなければならない。なおかつ定められた期日に教務課で「追・再試験受験願」の手続きをしなければならない。
- (3) 追試験は、各期定期試験及び総合試験終了後に各々行う。
- (4) 追試験料は1科目4,000円とする。

#### 4) 再試験

- (1) 再試験は、定期試験及び総合試験を受験して不合格となった者に対して、願い出により行うことがある。なお、試験結果（合否）については、試験終了後随時掲示により発表する。
- (2) 定期試験及び総合試験を受験せずに不合格となった科目については、再試験は行わない。
- (3) 再試験を希望する場合は、定められた期日に教務課で「追・再試験受験願」の手続きをしなければならない。
- (4) 再試験料は1科目4,000円とする。

#### 5) 受験上の注意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、定期試験を受験することができない。
  - ① 授業料、その他諸納付金が未納の場合
  - ② 授業への出席日数が、各期授業時間数の80%に達しない者
  - ③ 学生証を所持していない場合
  - ④ 休学中の場合
  - ⑤ 受験科目の試験開始時刻に25分以上遅刻した場合
- (2) 試験場においては、次の事項を守らなければならない。
  - ① 受験中は、学生証を机上に提示しておくこと
  - ② 学生証を忘れた場合は、教務課において「仮学生証」の交付を受け、これを机上に提示すること（「仮学生証」の交付料は1日1,000円で、当日限り有効とする。）
  - ③ 試験開始後30分以上経過しなければ、答案を提出して退出することはできない
  - ④ 試験場における行動は、すべて監督者の指示に従わなければならない。監督者の指示に従わない場合は、受験を停止し、退場を命ずる
- (3) 次の場合は、その答案は無効とする。
  - ① 無記名の場合
  - ② 指定された試験会場で受験しなかった場合
  - ③ 他人の答案の「学籍番号」・「氏名」を書き直した場合

#### (4) 不正行為

- ① 受験中に不正行為を行った者に対しては、即時退場を命じ、その学期における評価を行わない。  
なお、学則による懲戒処分については、教授会の議を経て別に行う。
- ② 次の事項に該当する行為をなした場合は、これを不正行為と見なす。
  - ・私語、態度不良について注意を与えても改めない場合
  - ・カンニングペーパーの使用、又は机・辞書等への書き込み
  - ・他人の答案の書き直し、又は書き写した場合
  - ・許可されていない教科書等の参照
  - ・物品の貸借
  - ・他人が受験、又は他人に受験を依頼した場合
  - ・学籍番号・氏名等を故意に偽って記入した場合
  - ・問題用紙、及び答案を無断で試験会場外へ持ち出した場合
  - ・監督者の指示に従わない場合
  - ・その他不正行為と判断される行為を行った場合

### 6) レポートの提出

- (1) レポートは、授業担当教員及び掲示による指示に従って提出すること。
- (2) 提出期限を経過したレポートは受理しない。

### 7) 成績評価

- (1) 成績評価  
試験の成績は次の区分により評価する。

評 定	合 格				不 合 格
評 価	100 ~ 90点	89 ~ 80点	79 ~ 70点	69 ~ 65点	64点以下
	秀	優	良	可	不可
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

- (2) 成績発表  
成績発表（最終評価）は年度末に行う。
- (3) その他
  - ・留年した場合は当該年度の科目を全て再履修し、成績評価を受けなければならない。
  - ・累積 GPA は、進級年度の学期 GPA を計算する。

## 4. 各試験の受験資格、評価の要件、進級および卒業判定

### 1) 第1～4学年の定期試験の受験資格と実習評価の要件

当該科目における前期、後期の出席率がいずれも80%以上であること。

### 2) 第5学年臨床実習の各期の終了試験の受験資格と実習評価の要件

各期における臨床実習出席率がいずれも80%以上であること。

### 3) 総合試験、共用試験、卒業試験の受験資格

- (1) 第1学年の総合試験1Dの受験資格：朝礼、総合演習1D、科目選択ゼミナール、ES、HRの各出席率が全て80%以上であること。
- (2) 第2学年の総合試験2Dの受験資格：朝礼、総合演習2D、科目選択ゼミナール、ESの各出席率が全て80%以上であること。
- (3) 第3学年の総合試験3Dの受験資格：朝礼、総合演習3D、科目選択ゼミナール、ESの各出席率が全て80%以上であること。
- (4) 第4学年の共用試験（OSCE、CBT）および総合試験4Dの受験資格：朝礼、総合演習4D、ES、フィードバックの各出席率が全て80%以上であること。
- (5) 第5学年の総合試験5Dの受験資格：朝礼、総合演習5D、フィードバックの各出席率が全て80%以上であること。
- (6) 第6学年の卒業試験の受験資格：各期朝礼、各科目の講義、各種フィードバック、各試験（実力試験、模擬試験）、各強化講義の出席率が全て80%以上であること。

※注意1 上記(1)～(6)に記載されている出席率は、試験直前までの出席率とする。

※注意2 科目責任者の判断により出席が免除された場合は、その時間は出席として扱う。

### 4) 進級および卒業条件

- (1) 第1～4学年は、各科目および各実習の最終評価で全て65点以上を取得し、かつ総合試験1～4Dで72.00%以上を取得した者を合格とする。
- (2) 第4学年は、CBTおよびOSCEに合格しなければ進級できない。
- (3) 第5学年は、知識点と臨床実習最終評価でいずれも平均65点以上を取得し、なおかつ総合試験5Dで72.00%以上を取得した者を合格とする。また臨床実地試験（CPX）、一斉技能試験（CSX）の両方に合格することを臨床実習終了の要件とする。
- (4) 第6学年は、3回の卒業試験で平均72.00%以上を取得した者を合格とする。

※受験資格の補足

- 注) 1 各期とは：第1学年から第4学年にあつては前期および後期，第5，6学年にあつては各期を別に定める。
- 注) 2 欠席扱いをしない事項（欠席届，忌引き届が必要）
- ① 忌引き 本人の父母，子および配偶者：7日間  
それ以外（祖父母，兄弟姉妹，配偶者の父母および兄弟姉妹）：3日間
  - ② 学校感染症による出停期間（医師からの診断書必要）
  - ③ 緊急に対処すべき危機が発生又は危機発生が予想される事態に，大学から自宅待機等の指示が発令された場合（連絡網やホームページ等で確認すること）
  - ④ 本学または公的機関から要請があつた場合
  - ⑤ その他学生部委員会が別に定めることがある。
- 注) 3 欠席扱いをしない事項において，それぞれ届出書類（欠席届，忌引届，診断書など）が必要な場合は，欠席の後に出席した日から1週間以内に提出すること。1週間以内に提出がない場合は欠席とする。